第10回

熊本市·富合町合併協議会



と き 平成19年10月23日(火) 午後1時30分~ ところ KKRホテル熊本 2階 城彩

目 次

〔報	4	告〕			
Ĭ	議員	専門	部会カ	ゝ らの報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	}
〔協	Ī	議〕			
(1	前回	提案	分)		
t	劦議	第3	7号	都市計画の取扱いについて(その1) ・・・・・・・・ 7	7
†	劦議	第4	0 号	教育関係事業の取扱いについて(一部再提案) ・・・・・・ 11	Ĺ
†	劦議	第1	6号	使用料・手数料の取扱いについて ・・・・・・・・ 23	3
(<	今回	提案	分)		
†	劦議	第	2号	合併の期日について ・・・・・・・・・ 29)
†	劦議	第	6号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて ・・・・・・・ 31	Ĺ
f	劦議	第	8号	地域自治組織等の取扱いについて (その2) ・・・・・・・・・41	l

〔報告〕

熊本市・富合町合併協議会 会長 幸 山 政 史 様

> 熊本市・富合町合併協議会議員専門部会 部会長 嶋 田 幾 雄

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・富合町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に 基づき、別紙のとおり報告します。

第8回議員専門部会報告書

開催日時 平成19年10月18日(木)

午後1時30分~2時30分

開催場所 熊本市議会議会棟5階 特別委員会室

出席委員 19名出席

1.審議の状況について

第8回熊本市・富合町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第2号、協議第6号、協議第8号について審議を行い、次のとおり承認された。

(1)協議第2号 合併の期日

合併の期日は、平成20年10月6日とする。

(2)協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律(以下「法」という。)第8条第2項の規定(定数特例)を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定(定数特例)を適用する。
- 2 議会の議員の報酬及び費用弁償については、合併時に熊本市の例により統合する。

(3)協議第8号 地域自治組織等の取扱い

富合町合併特例区の規約(案)について原案どおり承認する。

議員専門部会で審議する事項の進捗状況

	協議項目	審議	承認
協議第1号	合併の方式	第1回	第1回
協議第2号	合併の期日	第7回 第8回	第8回
協議第3号	新市の名称	第1回	第1回
協議第4号	新市の事務所の位置	第1回	第1回
協議第5号	財産及び債務の取扱い	第2回	第2回
協議第6号	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第4回 第7回 第8回	第8回
協議第7号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第4回	第4回
協議第8号	地域自治組織等の取扱い(その1) 地域自治組織等の取扱い(その2)	第3回 第7回 第8回	第3回 第8回
協議第11号	合併市町村基本計画	第3回 第5回	第5回
協議第15号	一部事務組合等の取扱い	第6回	第6回

(前回提案分)

都市計画の取扱いについて(その1)

都市計画の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市計画の取扱いについて

都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(修正後)

都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。

合併後直ちに、富合町区域の宇土都市計画区域の取り扱いについて、 関係機関と協議するものとする。

平成 年 月 日 原案承認・修正承認・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (都市計画)

協議番号	^{枝番号} 協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
37	都市計画の取扱い				
	1 都市計画区域	建設部会	第5回	第9回 継続	
	2 都市計画区域区分	建設部会	第5回	第9回 継続	
	3 車両基地建設に伴う受託事業	建設部会	第6回	第7回 承認	

作業部会名:建設部会

拉籌項目	3.7 都市計画の即扱い	小項目名	1. 格市計画区域
I K	行	I I K	
調整方針	(修正後) 現行のまま新市に引き継ぐ。合併後直ちに、富合町区域	の字土都市計画	台町区域の宇土都市計画区域の取り扱いについて、関係機関と協議するものとする

	国数人目体的内容	問定の手体的合	現行のまま新市に引き継ぐ。 (修正後) 現行のまま新市に引き継ぐ。合併後 直ちに、富合町区域の宇土都市計画 区域の取り扱いについて、関係機関 と協議するものとする。	
!	況	富合町	宇土都市計画区域	
	現	熊本市	熊本都市計画区域植木都市計画区域	
	調	市町名		∃世≌囚御

作業部会名:建設部会

						作来即为有,连段即为
協議項目	37 都市計画の取扱い	取扱い		小項目名	2 都市計画区域区分	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ	引き継ぐ				
調査			現	況		調整の目体的内容
市町名		熊本	中		富 合 町	国語の表示の中国
	1.都市計画区域(区址市街化区域 市街化区域 市街化調整区域 計	(区域区分有り) 10,095 ha 域 13,043 ha 23,138 ha		1. 都市計画区域 富合町全域	1. 都市計画区域(区域区分無し) 富合町全域 1, 959 ha	現行のまま新市に引き継ぐ。
	2. 用途地域	10, 095 ha		2. 用途地域	111. 3 ha	
作 由 別 内 容						

協議第40号

教育関係事業の取扱いについて (一部再提案)

教育関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 10 月 12 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

教育関係事業の取扱いについて (一部再提案)

- 1 下記の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は富合 地域の独自事業として検討する。
 - 各種大会等
- 2-1 下記の事業は、合併特例区の管理施設として継続する。合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市の例により統合する。
 - 各種体育施設
 - ・ 公民館の運営状況
 - 公民館使用料
- 2-2 下記の事業は、合併時に熊本市富合公民館として統合する。 ただし、公民館ホールについては、新たに文化ホールとして設置する。
 - 公民館の運営
- 2-3 下記の事業は、合併時に熊本市富合公民館及びホールの使用 料については、5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本 市の例により統合する。
 - 公民館使用料
- 3 下記の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は熊本 市の例により統合する。
 - 公民館学級
 - 成人式

- 4 下記の事業は合併特例区の管理施設として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
 - 図書館の施設管理運営
- 4 下記の事業は、熊本市富合公民館図書室とし、閉館時間について は5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により 統合する。
 - ・ 図書館の施設管理運営
- 5 下記の事業は、合併特例区の事業として管理するが、その後は熊本市の例により統合する。システム及び複写サービスの使用料は合併時に熊本市の例により統合する。
 - 図書の管理等
- 5 下記の事業は、合併時に熊本市富合公民館図書室となり、電算システムは統合するが、一部(複写サービスは廃止)を除き、5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。
 - ・ 図書の管理等
- 6 下記の事業は、合併時に熊本市の例により統合する。
 - 図書館のサービス
- 7 下記の事業は、合併特例区の管理団体として継続する。その後は 熊本市の例により統合する。
 - 体育協会
- 8 下記の事業は、合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する。
 - 文化協会
- 9 下記の事業は、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、予 約受付開始日を富合地域内の運動施設に限り、5年間の先行予約を 認める。
 - ・ 運動施設予約・案内システム
- 10 下記の事業は、合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する。
 - 学校施設一般開放管理業務

- 11 下記の事業は、合併後、5年間は現状のままとして継続する。ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく。
 - · PTA連合会他公共団体
- 12 下記の事業は、合併後、5年間は現状のままとして継続する。ただし、市の団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する。
 - ・ PTA連合会他公共団体への補助金
- 13 下記の事業は、新市の事業として継続する。
 - 少人数学級

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (教育関係事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認。	/継続	備考
40	教育	関係事業の取扱い					
	1	就学支援 (学級支援員配置·修学旅行特別支援)	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	2	青少年国際·国内交流事業	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	3	青少年活動支援事業	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	4	生涯学習推進事業	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	5	家庭教育推進事業	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	6	スポーツ振興基金等	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	7	総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	8	各種大会(開催)補助金	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	9	小中一貫教育(教育特区)	教育部会	第4回	第5回	○承認	富合町のみ
	10	通学区域(高等学校)	教育部会	第4回	第5回	○承認	
	11	地域公民館(社会教育施設)への補助金	教育部会	第4回	第5回	○承認	
	12	学校図書館充実事業	教育部会	第4回	第5回	○承認	
	13	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第4回	第5回	○承認	
	14	青少年育成会議	市民生活部会	第4回	第5回	○承認	
	15	青少年健全育成事業	市民生活部会	第4回	第5回	○承認	
	16	各種大会等	教育部会	第5回	第6回	○承認	
	17	各種体育施設	教育部会	第5回	第6回	○承認	
	18	公民館の運営状況	教育部会	第9回			再提案
	19	公民館使用料	教育部会	第9回			再提案
	20	公民館学級	教育部会	第5回	第6回	○承認	
	21	成人式	教育部会	第5回	第6回	○承認	
	22	図書館の施設管理運営	教育部会	第9回			再提案
	23	図書の管理等	教育部会	第9回			再提案
	24	図書館のサービス	教育部会	第5回	第6回	○承認	
	25	体育協会	教育部会	第5回	第6回	○承認	
	26	文化協会	教育部会	第5回	第6回	○承認	富合町のみ
	27	運動施設予約・案内システム	教育部会	第5回	第6回	○承認	
	28	学校施設一般開放管理事業	教育部会	第5回	第6回	○承認	
	29	PTA連合会他公共団体	教育部会	第5回	第6回	○承認	
	30	PTA連合会他公共団体への補助金	教育部会	第5回	第6回	○承認	
	31	少人数学級	教育部会	第5回	第6回	○承認	熊本市のみ

				アボロメニカボン
協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	18 公民館の運営 ①	
調整方針	合併時に熊本市富合公民館として統合する。ただし、公民館ホールについては、新たに文化ホールとして設置する	育ホールについて	ては、新たに文化ホールとして設置する	
調	現	況		調整の目体的市家
市町名	熊本市		富合町	明定の表体的な存
作	 公民館管理運営 1 開館時間 公民館 午前9時~午後10時 図書室 午前9時~午後5時 児童館(室) 午前9時~午後5時 2 休館日 7 月曜日 イ 12月29日~翌年1月3日 (平成18年度より変更) なお、図書室は、上記のほか室内整理日及び特別整理日がある。 祝日は、平成15年9月から開館している。 3 夜間管理等 平日(祝日含む)の午後5時以降及び土・日曜の午後3時以降は、管理業務嘱託員を雇用し、窓口業務等に従事させている。 (管理業務嘱託員経費・報酬) 田16年度決算 27,648 千円 田17年度決算 27,648 千円 田18年度予算 24,576 千円 日額64,000円×32人×12ヵ月) 	アスパル富合管理運営 1 開館時間 公民館 午前 図書館(平日)午前 図書館(平日)午前 2 休館日 ア 月曜日と祭日 イ 12月28日 ※型・ なお、図書館は毎 3 夜間管理等 午後5時以降は管理 (管理人経費・報酬) H16年度決算 1,200 H18年度予算 1,200 H18年度予算 1,200 (月額50,000円×2	スパル富合管理運営 開館時間 公民館 午前9時~午後10時 図書館(平日)午前10時~午後7時 図書館(土日)午前10時~午後5時 (本館日 7月曜日と祭日 イ12月28日~翌年1月3日 なお、図書館は毎月第4木曜日に室内整理日がある 存お、図書館は毎月第4木曜日に室内整理日がある (音理人経費・報酬) H16年度決算 1,200千円 H17年度決算 1,200千円 H18年度予算 1,200千円 H18年度予算 1,200千円 H18年度予算 1,200千円 H18年度予算 1,200千円	合併時に熊本市の休館日と統一する。 職員数、組織及び勤務体制は今後、 調整。

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	18 公民館の運営 ②	
調整方針				
調	現	況		調整の目体的中容
市町名	熊 本 市		富合町	闘産の表体的符合
	4 公民館ホール管理運営	4 公民館ホー	公民館ホール管理運営	合併時に文化ホールとして条例制定な行う。
	可動席の名の席程度のアイカインである。	町編一の/ ったいる。	町唯一の公民館ホールとして文化ホール的な運営を行っている。 固定席数 406席	۲۱.J.°
	に アノ IA 印産 火用 科 こ呂 まれ! しいる。	ホール業剤	ホール業務は委託業者が行っている。	
L i		ピアノ使用 民間企業と 中心に共催7	ピアノ使用料を部屋使用料と別に徴収している。 民間企業との提携でピアノを借用し、音楽関係の催事を 中心に共催で事業を実施している。	借用のピアノについては、合併時に 買取とする。
B 医内容		(民間企業 と ピアノコン	(民間企業との共催で文化事業を実施) ピアノコンサート 年6回 アンサンブルコンサート 年2回	
		管理運営費 平成 16 年度決算 平成 17 年度決算 平成 18 年度予算	度決算 7,000 千円 度決算 6,000 千円 变予算 5,000 千円	

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	19 公民館使用料	
調整方針	合併時に熊本市富合公民館及びホールの使用料については、5年間に限り現行のとおり継続する その後は熊本市の例により統合する	た、5年間に限り	現行のとおり継続する	
調	現	況		調整の自体的内容
市町名	熊本市		富 合 町	프스스카 (주요) 프스
- 上 由 示 C 你	1 公民館使用料 (1) (2) (3) 大会議室 1,300円 1,500円 1,500円 小会議室 400円 1,000円 1,000円 小会議室 1,500円 1,700円 1,700円 ホール 2,000円 2,500円 2,500円 ※(1)9:00~12:00 (2)13:00~17:00 (3)18:00~22:00 2 冷暖房使用料 (2) (3) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	富合町公民館 ・ 中 日 4 500 日 4 上 日 午前 6,000 日 4 ・ 一 名 6,000 日 4 ・ 一 名 6	富合町公民館 ホール 平日 午前 4,500 円 午後 6,000 円 夜間 8,000 円 土日 午前 6,000 円 午後 8,000 円 夜間 10,000 円 午前 6,000 円 午後 8,000 円 夜間 10,000 円 冷暖房 1時間 3,000 円 合部屋研修室 2 1時間 300 円 和室(雁回館内) 1時間 300 円 料理実習室(雁回館内) 1時間 300 円 料理実習室(雁回館内) 1時間 500 円 ※ホール以外の施設の冷暖房費は使用料に含む。 歳入 平成 17 年度決算 1,865 千円 平成 17 年度決算 2,765 千円 平成 18 年度予算 2,064 千円	ホールを公民館が使用する場合は、 熊本市公民館ホール使用料に合わ せて減免する。

				下来即为白. 炎耳即为
協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	22 図書館の施設管理運営 ①	
調整方針	熊本市富合公民館図書室とし、閉館時間等について その後は熊本市の例により統合する	ついては5年間に限り現行のとおり継続す	らっとおり継続する	
調	餁	光		温梦不自不允中珍
市町名	熊木市		国 中 田	中では、中ででは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では
卡 町 別 内 你	 (施設の概要】 (公名 称 熊本市立図書館 (公名 称 熊本市区書館設置条例、同 (公名 称) (公設置根拠 熊本市区書館設置条例、同 (公名 称) (の設置根拠 熊本市区書館設置条例、同 (公会 が) (の証面積 4090 m² (地上2階地下1階) (公正面積 (地上2階地下1階) (公正面積 (地上2階地下1階) (公正面積 (地上2階地下1階) (公正面積 (地上2階地下1階) (公正面積 (地上2階地下1階) (公正面積 (地上2階地下1階) (本面積 (地上2階地下1階) (地上2階地下1階) (地上2階地下1階) (本面積 (地上2階地下1階) (地上2階地下1階) (地上2階地下1階) (地上2階地下1階) (地上2階地下1階) (地上2階地下1階) (地上2階地下1階) (地上2階地下1階) (地上2階地下1階) (地上2階地下1間 (地上2階地下1間 (地上2階地下1間 (地上2階地下1間 (地上2階地下1間 (地上2階地下1間 (地上2階地) (地東田数 (松動区書館を含む) (地集田数 (松動区書館を含む) (地集田数 (松動区書館を含む) (地集田数 (松動区書館を含む) (地集田数 (松動区書館を含む) (地集田数 (松動区書館を含む) (地集田数 (松動区書館を含む) (地東田数 (松動区書館を含む) (地集田数 (松動区書館を含む) (地集田数 (松動区書館を含む) (地東田数 (水動区書館を含む) (地東田数 (水動区書館を含む) (地東田数 (水動区書館を含む) (地東田 (本田) (地東田 (本田) (地東田) (地東	1 熊本市東部公民館を 規則 昭和52年7月 164.7㎡ 100台(共用部分を 事務室、児童書コー 華務立一ナー 等 雑誌コーナー 等 雑誌コーナー 等 雑誌コーケー 等	 「施設の概要】 ○名 称 とみあい図書館の名 が とみあい図書館の 高合町立図書館 の図書館施設面積 平成15年7月 02書場 164台 (共用部分を 164台 (共用部分を 10年場 164台 (共用部分を 10年場 164台 (共用部分を 10年場 164台 (共用部分を 10年場 164台 (共用部分を 10年間 10年間 10年間 10年間 10年間 10年間 10年間 10年間	「熊本市富合公民館図書室」とする。
			(人)	

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名 2	22 図書館の施設管理運営 ②	
調整方針				
調		現		空中仍书目少难眠
市町名	無	Æ	冒合即	間接の未得込む
	副館長1教育審議員2主幹2 参事5主任3事務職員11 9名(うち司書13名)嘱託14 ち司書10名) 合計43名	事務職員 1名 嘱託職員 2名 合 計 3名	図書館長 教育長兼務 町職員 1名 司書 2名(1日8時間勤務)	職員数、組織及び勤務体制は 今後、教育委員会にて調整。 利用時間及び休館日につい ては、原則、熊本市の制度に 統一するが、閉館時間につい
市町別内家	職員 8:30~19:15 の中で交代・ 時差勤務をしている。 嘱託 8:30~19:00 の中で交代勤 務 (6時間等)をしている。 ・土・日・休日 職員 8:30~17:15 嘱託 8:30~17:00 の中で交代勤	職員 8:30~17:15の勤務時間内で 対応。 嘱託 9:00~17:00の中で交代勤務 (6時間等)で対応	 ・平日 A 8:30~17:15 B 10:30~19:15 務 ※平日勤務のBと土・日勤務があるため社会教育係の 4 名をローテーションでカウンター業務に時間帯を設定し勤務している。 	おり継続する。
Ή	(で時間寺/ そしたであ。 休館 1~5月) 9:30 閉館 18:00	○開館・閉館・休館 ・平日 開館 9:30 閉館 17:00	○開館・閉館・休館 ・平日 開館 10:00 閉館 19:00	
	~9月) 9:30 閉館 日 9:30 閉館 1	日 9:30 閉館 1 引曜日 9日~翌年1月:	・土・日 開館 10:00 閉館 ・休館日 毎週 日曜日 祝祭日	
	月曜日 9日~翌年1月4日まで 年年14日以内)	- 01 五十八7 年月第2 木曜日 (毎年7日以内)	12月29日~翌 12月29日~翌 第4木曜日(図書整題	

					1F米即为石、牧用即为
協議項目	40 教育関係事業の取扱い		小項目名 2	23 図書の管理等 ①	
調整方針	合併時に熊本市富合公民館図書室となり、電算システムは統合するが、一部(複写サービスは廃止)を除き、5年間に限り現行のとおり継続する。 その後は熊本市の例により統合する	電算システムは統合で	するが、一部(複写	サービスは廃止)を除き、5年間に限り現	行のとおり継続する。
調査		現	況		調教の目体的由於
市町名	第	"		富 合 町	のは、本のは、中央のでは、中央のは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中で
	【熊本市立図書館】	【公民館図書室】〇選書		【とみあい図書館】	熊本市富合公民館図書室として一部を除ま 5年間に限り相行の
	ン 毎週、選書委員会を開きTRCの週間	うた TRCの週刊新刊全点案内をもとに	リ全点案内をもとに		より継続する。
	新刊全点案内をもとに選書	選書			
	・市立図書館は中心館として、一般的な資料では、 セキギシ イエギシ パーギン	小説、実用書等をニケーコーニー	N説、実用書等を中心に選書・収集 		
	科の他、参布貞科、 行政貞科、郷工貞科、 以田田海 ※ 日田 田田 ※ 日田 田田 ※ 田田 ※ 田田 ※ 田田 ※ 田田	・リクエイトにほる	よのへへぶんのよい	り補尤。・「日報事「し、アイロ事が所辞」	
	77当品具件、沈旸児具件なC凶書品具件のIV集厂努かている。	٠ ١ ١		元里書については反音と別成りる	
	ジャボニカジ こう・リクエストにはなるべく応えるように			・利用者からのリクエストにはなる	
H	している。			べく応えるよう努力している。	
P. 由 民 代 你	〇図書整理 ・図書、雑誌、視聴覚資料は、一般 ・児童に区分して受け入れている。 ・毀損図書は、その都度除籍手続きをとり補充が必要なものは購入する。	〇図書整理 ・図書、雑誌は、一般・児童に区分して受け入れている。 ・毀損図書は、その都度除籍手続きをとり補充が必要なものは購入する。	一般・児童に区分し 。 の都度除籍手続きを ものは購入する。	〇図書整理 ・図書、雑誌、視聴覚資料は、一・児童に区分して受け入れている。・毀損図書は、その都度除籍手続きをとり補充が必要なものは購入する。	

		•	-		
協議項目	40 教育関係事業の取扱い		小項目名	23 図書の管理等 ②	
調整方針					
調		現	況		調教の目体的 由家
市町名		中		富 合 町	宮舗の水承号です
卡町別内容	○図書館電算システム ・システムの賃借	○図書館電算システム □左 ・年間受入分については年度末に受入、分 類区分で統計を出し蔵書数を出す。 ・蔵書点検は、毎年1回、開架の全資料を 対象に実施 実施期間 7日以内 ・いずれの図書室も書架はほぼ満杯状態で ある。 ○平成18年度資料購入計画 (資料費) ・図書購入費 37,000千円 ・雑誌・新聞等 5,475千円 合計 42,475千円	ては年度末に受入、 ・ 開架の全資料 ・ 1回、開架の全資料 ・ 開発の全資料 ・ 1回、 ・ 2) ・ 3) ・ 4) ・ 5 ・ 4) ・ 7 ・ 4) ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 8 ・ 7 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8 ・ 8	○図書館電算システム ・ 平成 14 年度ハイパーネット基盤整備事業により導入 ・ 契約金額及び期間 契約先 日本事務機(株) 期間 川8.4月~川9.3月まで ・ 毎間受入分については年度末に受入、分類区分で統計を出し蔵書数を出す。 ・ 蔵書点検は年1回年度末に期間を定め利用者の便宜を図るためなるべく短期間で移了するよう事前の体制作りなど徹底して研修する。 ・ 開架、開架ともまだ余裕があるので年間計画をもとに蔵書数を増やしていき、常時5万冊程度を管理していきたい。 ・ の平成 18 年度資料購入計画(資料費) ・ 経誌、新聞 ・ 雑誌、新聞 ・ 後間の子のの子円 ・ 雑誌、新聞 ・ その他、資料 ・ その他、資料 ・ ち,744千円 ・ 子成し、資料	合併時に熊本市の図書館電算システムを導入し統合する。
				次頁へ続く	

作来即本有:教育即本			。 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	の対象の対象の対象	図書の個人、団体貸出の冊数、期間等については、熊本市に統合する。 タンタ数・雑誌の貸出について	A V 資料・雑誌の貸出は、合併から5年間は現行のままとし、富合野は現行のままとし、富合野は場合のものまるのです。	1. 15条の日大公グススス OH O C 7. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8.	複写サービスについては、「公民 館図書室」となるため廃止する。
	図書の管理等 ③			富合町	2週間 2被・老人ホーム題 1ヶ月 カリ	・A V 資料の貸出 あり ・雑誌の貸出 あり	O複写サービス 1枚 20円	
	小項目名 23		況		6冊2週間 なし 移動図書館巡回貸出 なし 貸出	-17	なし	
			珀	#	○資料貸出 ・個人貸出 6 ・団体貸出 ・網深貸出、移	・雑誌の貸出ー部、田刊の貸出	〇複写サービス	
	40 教育関係事業の取扱い			第	○資料貸出 ・個人貸出 6冊2週間 ・団体貸出 地域団体、社会教育団体 等 300冊2ヶ月 ・郵送貸出、移動図書館巡回貸出	・雑誌の貸出ない	〇複写サービス 1枚 10円	
	協議項目	調整方針	調査	市町名				卡

使用料・手数料の取扱いについて

使用料・手数料の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 10 月 2 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

使用料・手数料の取扱いについて

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後 も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (使用料·手数料)

協議番号	_{枝番号} 協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
16	使用料・手数料の取扱い				
	1 使用料・手数料	全部会	第8回	第9回 継続	

作業部会名:全部会

				F* 막성건 · 보라서
協議項目	16 使用料・手数料の取扱い	小項目名	1 使用料·手数料	
調整方針	住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町 ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新	Tで同一または 市に移行後も∋	両市町で同一または同種の制度については、原則として合併時に熊本市の例によ し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする	原則として合併時に熊本市の例により統合する。 るなど経過措置を設けるものとする
調査	餁	況		調教の目休め 応参
市町名	熊本市		富 合 町	阿正く大杯が存む
卡町別内容	これまでの「項目別調整内容」に掲載	これまでの「項	これまでの「項目別調整内容」に掲載	住民の一体性の確保を図るとともに、負担の公平の原則により、両市町で同一または同種の制度については原則として、合併時に熊本市の例により統合する。 ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

使用料

協議番号	枝番	状況	熊 本 市	富 合 町	備考
34 -	1	承認	熊本市農業構造改善施設等使用料	1	継続
36 -	5	承認	熊本市営住宅使用料	富合町営住宅使用料	合併時に統合するが、建 替えまでは現行水準
38 -	2	承認	熊本市下水道使用料	富合町下水道使用料	合併時に統合
40 -	17	承認	各種体育施設	各種体育施設	合併時に統合
40 -	19	再提案	公民館使用料	公民館使用料	合併時に統合
40 -	23	再提案	図書館・複写サービス	図書館・複写サービス	合併時に統合
40 —	28	承認	学校施設一般開放	学校施設一般開放	合併時に統合

手数料

協議番号	枝番	状況	熊 本 市	富 合 町	備考
31 -	2	承認	住宅改造居宅介護支援員派遣手数料	1	継続
32 -	1	承認	熊本市浄化槽保守点検業登録手数料	※熊本県浄化槽保守点検業登録手数料	合併時に統合
32 -	5	承認	大型ごみ処理手数料	1	宇城広域連合に加入し ている間は現行を継続
32 -	5	承認		一般廃棄物の処理手数料	宇城広域連合に加入し ている間は現行を継続
34 -	25	承認	農地に関する証明手数料	農地に関する証明手数料	合併時に統合

(今回提案分)

協議第2号

合併の期日について

合併の期日について承認を求める。

平成 19 年 10 月 23 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併の期日について 合併の期日は、平成20年10月6日とする。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (合併の期日)

協議番号	枝番号	協言	銭 項	目	部会名	提案	承認/継続	備考
2	合併の期日							
	1 合併の期日				総務部会	第10回		

協議第6号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 10 月 23 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併 の特例等に関する法律(以下「法」という。)第8条第2項の規定 (定数特例)を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙 においては、法第8条第5項の規定(定数特例)を適用する。
- 2 議会の議員の報酬及び費用弁償の取り扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日 原案承認・修正承認・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (議会の議員の定数及び任期)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い				
	1 議員の定数及び任期	総務部会	第10回		
	2 議員報酬及び費用弁償	総務部会	第10回		

作業部会名:総務部会

作業部会名:総務部会	合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定(定数		調整の具体的内容	市町村の合併の特例等に関する法 律第8条第2項の規定(定数特例) を適用する。また、合併後最初に行 われる一般選挙においては、法第8 条第5項の規定(定数特例)を適用 する。
小項目名 議員の定数及び任期	また、	況	四 中 田	 議員定数 10人 現員数 10人 地方自治法第 91 条に基づく上限数 18人 議員の任期 平成 22 年 7 月 29 日 護長 4 年 副議長 4 年 常任委員 4 年 常任委員 4 年 議会運営 4 年
6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定(定数特例)を適用する。 特例)を適用する		熊木市	 議員定数 48人 現員数 48人 地方自治法第91条に基づく上限数 56人 議員の任期 平成23年4月30日 役職の任期(原則) 議長 4年 常任委員 4年 常任委員 4年 議会運営 4年
協議項目	調整方針	調	市町名	卡

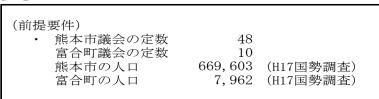
1	ŀ	1
\simeq	_	٠
쳠	C	1
N	'n	,
ķ	Ţ	`
ıŢ	`	
\$	ŀ	j
•	H	-
•	•	7
•		•
Þ	Г	T
٧	١	•
þ	Ľ	1
7	ľ	1
\simeq	_	•
둳	г	T
♯	U	4
না	ıſ	١
11		
¥		_
7	٠	

加藤方針 合併時に原本市の例により統合する 現					TF未即太右: 移统即太
 6件時に熊本市の例により結合する 1 穀酬 2 期末年当 6月報酬用額×1.2×1.45 12月報酬月額×1.5×1.4 12月報酬月額×1.5×1.6 3月明弁偿 3月月特偿 3月月特偿 3月月時 3月日前 3月日 3日日 3日 3	協議項目		小項目名		
1. 報酬	調整方針	合併時に熊本市の例により統合する			
1.報酬					
1. 報酬		超	兴		三世 医牙马氏虫虫
 1. 報酬 1. 報酬 2. 期末手当 6 78,000円 2. 期末手当 6 月 4 翻月額×1.2×1.45 4 翻月額×1.15×1.4 12 月 4 翻月額×1.2×0.3 3. 費用弁償 会議出席 5,000円 (日額) 3. 費用弁償 会議出席 5,000円 (日額) 3. 費用弁償 会議出席 1,000円 (日額) 金銭出席 1,000円 (日額) 	市町名	₩		√ □	間定の表体的符合
 1. 報酬 意長 822,000円 副議長 749,000円 議員 678,000円 議員 678,000円 第 員 288,000円 第 員 288,000円 8					
	卡町別内容	長 822,000円	1. 報酬	332,000 円 274,000 円 258,000 円 [×1.15×1.4 年度は報酬及び期末手当の支給は10%減じて 1,000 円(日額)	合併時に熊本市の例により統合する。

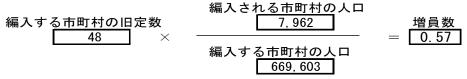
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議員の定数及び任期の取扱いは、合併特例法に基づく協議項目です。編入合併の場合、編入される側の議会の議員はその身分を失うのが原則ですが、合併特例法では、激変緩和措置として新市の議員の定数や在任にかかる特例措置が設けられています。

【例】

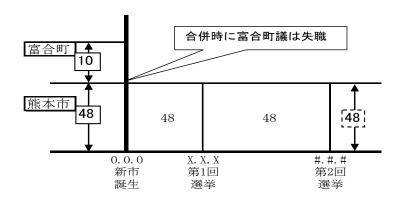


〇 増員数の算出方法

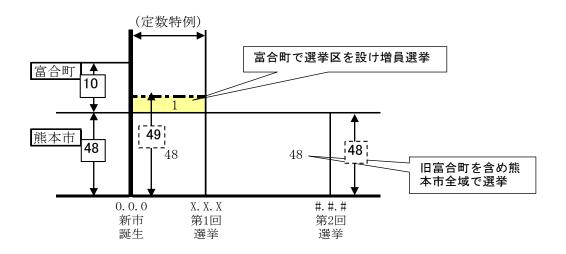


※ 増員数の端数は四捨五入、1未満は1とする。

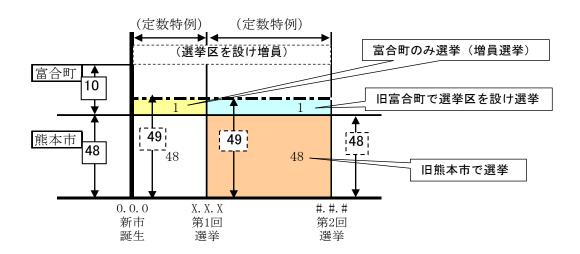
【1 市町村の合併の特例等に関する法律第8条及び第9条の規定は適用しない場合】



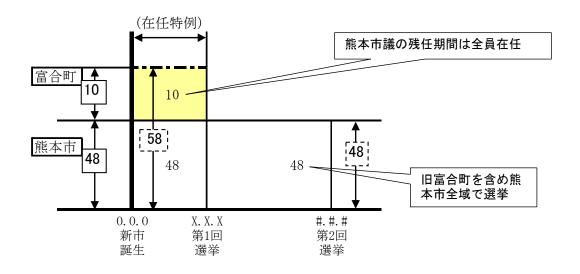
【2 市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定(定数特例)を適用する場合】



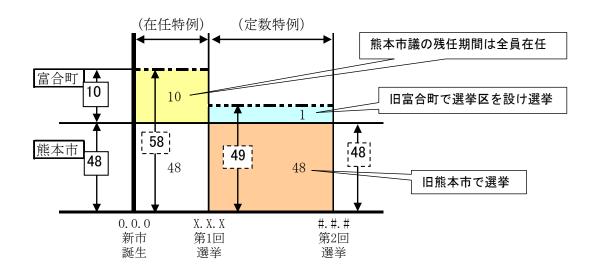
【3 市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定(定数特例)を適用する。 また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法律第8条第5項の規定(定数 特例)を適用する場合】



【4 市町村の合併の特例等に関する法律第9条第1項第2号の規定(在任特例)を適用する場合】



【5 市町村の合併の特例等に関する法律第9条第1項第2号の規定(在任特例)を適用 する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法律第9条第3項の規定 (定数特例)を適用する場合】



〇市町村の合併の特例等に関する法律

第二章 地方自治法の特例等

(議会の議員の定数に関する特例)

- 第八条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村でとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、 編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものと し、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市 町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定 の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第 六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第三項」と、同法第百十一条第 三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法 律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(同法第二条第一 項に規定する市町村の合併をいう。)の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入 合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十

- 一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定 の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第 六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第六項において準用する同条第 三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

- 第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。
 - 一 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当 該協議で定める期間
 - 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部 が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の 被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の 議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

協議第8号

地域自治組織等の取扱いについて(その2)

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 10 月 23 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて 富合町合併特例区の規約について、別紙(案)のとおり提案する。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (地域自治組織等)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
8 地域自治組織等の取扱い					
	1 地域自治組織等の取扱い	総務部会	第10回		

富合町合併特例区規約(案)

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第26条第 1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域(以下「区域」という。)に合 併特例区を設ける。

(名称)

第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。

(設置期間)

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

(合併特例区の処理する事務)

- 第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。
 - (2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
 - (3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
 - (4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。
 - (5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。

(事務所の位置)

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3に置 く。

(区長の任期)

第6条 合併特例区の長(以下「区長」という。)の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(区長の権限)

- 第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。
- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長 があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

- 第8条 合併特例区協議会の構成員(以下「構成員」という。)は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。
- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

- 第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。 (合併特例区協議会の組織及び運営)
- 第10条 構成員の定数は、10人以内とする。
- 2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区 長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長 の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。 (委任)
- 第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事

項は、合併特例区規則で定める。

附則

この規約は、合併の日から施行する。

別表 (第4条関係)

名称	所 在 地(合併前)		
富合町健康づくり総合センター	富合町大字清藤405番地1		
富合町雁回公園	富合町大字木原2748番地		
富合町屋外運動場	富合町大字平原67番地1		
富合町老人憩の家	富合町大字木原2319番地		
緑川総合運動公園	富合町大字上杉字上川原358番1地先から		
	富合町大字小岩瀬字居屋敷926番地先まで		